

人権が尊重された社会を目指して

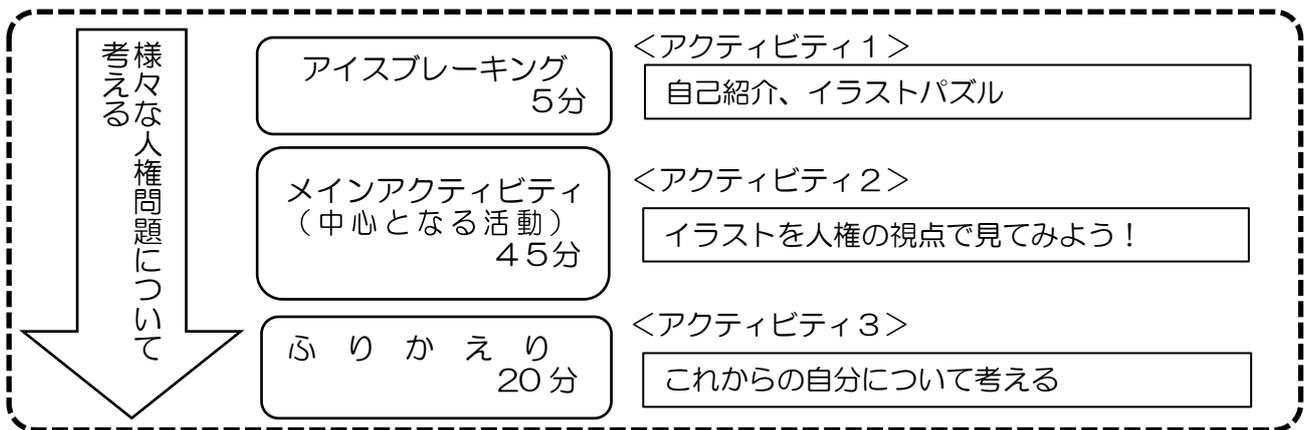
様々な人権問題

ねらい

日常生活の中で、人権が尊重されている場面や侵害されている場面について考える活動をとおして、様々な人権問題が身近に存在することに気付くとともに、人権が尊重された社会を築いていくために大切なことを考え、行動に移していこうという意欲を高めます。

時間	70分	人数	1グループ3～5人
準備	資料①・② ワークシート セロハンテープ 付箋紙2色 筆記用具 イラストパズル（資料①を拡大し9分割したもの） 台紙（イラストパズルを並べる大きめの紙）		

学習の流れ



<アクティビティ1> 自己紹介、イラストパズル

活動のねらい

自己紹介やイラストパズルを協力して完成させる活動をとおして、学習に向かう温かな雰囲気をつくります。

実施の際のポイント

座っている位置や誕生月等をもとに、最初に自己紹介をする人を指定することで、スムーズに活動に入ることができます。

活動の進め方

<準備>イラストパズル 台紙

- グループの中で順番に、一人30秒間で自己紹介をします。
<自己紹介の仕方>
 - 初めに名前と所属などを言います。
 - 残りの時間は、今日の意気込みや今の気持ち、趣味、最近食べたおいしいもの、最近感動したことなど自由に話します。
- 台紙をグループの中央に置き、その上に配付されたイラストパズルを相談しながら並べ替え、イラストを完成させます。

参加者の実態等に合わせて、自己紹介のお題を指定するのもよいでしょう。

<アクティビティ2> イラストを人権の視点で見よう！

活動のねらい

イラストから「工夫していること」や「気になること」を見つける活動をとおして、身近に人権問題が存在することに気付くとともに、様々な人権問題があることを理解します。

活動の進め方

<準備>資料①・② ワークシート セロハンテープ 付箋紙2色

- 1 資料①のイラストの中で、一人一人が安心して幸せに生活していくために「工夫していること」や「気になること」を見つけ、一つにつき1枚の付箋紙に書き出します。(5分程度)
- 2 イラストパズルを台紙の上で間隔を広げて並べ、セロハンテープで簡単に留めます。書いた付箋紙を順番に1枚ずつ該当する部分のそばに貼っていきます。グループ内で同じ部分について書いた人がいたときは、それに続いて貼り出します。付箋紙を貼り出す際には、その部分を選んだ理由を述べたり、自由に意見を出し合ったりします。そして、付箋紙が全て貼り出されるか時間になるまで繰り返します。(15分程度)
- 3 各グループでイラストパズルのうちの1枚を選びます。そこに貼り出された付箋紙の意見を発表し、全体で共有します。
- 4 ワークをやってみた感想や気づきをグループで話し合います。
- 5 身近に人権問題が存在することをおさえ、資料②「様々な人権問題」とワークシートを受け取り、様々な人権問題があることを確認します。

実施の際のポイント

イラストを「人権」の視点で見て、気付いたことを付箋紙に書き出すよう伝えます。「工夫していること」と「気になること」を書く付箋紙の色を指定します。

同じ意見の付箋紙は、重ねて貼ったり、隣に貼ったりするように伝えます。

早く終わったグループは、ほかにも「工夫していること」や「気になること」がないか話し合います。

イラストはいろいろな見方があるので、正解・不正解を判別しないようにします。

<アクティビティ3> これからの自分について考える

活動のねらい

人権問題を他人事とせず、一人一人が自他の人権を大切に生活していくことについて考え、それを行動に移していこうという意欲を高めます。

活動の進め方

<準備>ワークシート

- 1 「日常生活において、一人一人が自他の人権を大切に考えて生活していくために、私たちはどのようなことを心掛けたらよいか」をワークシートに書きます。
- 2 ワークシートに書いたことを、グループ内で発表し合います。
- 3 グループ内で出された意見を、全体で発表し共有します。

実施の際のポイント

今日の活動で気付いたことや感じたことを基に、自分にできそうなこと、心掛けたいことなどを考えるように促します。

ほかの人の意見を参考にしながら自分の考えを整理し、今後の生活に生かせるようにします。

人権が尊重された社会を目指して

<p>【A-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども ● 障害者 ● 外国人 	<p>【B-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども ● 外国人 	<p>【C-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども ● HIV 感染者・ハンセン病患者及び元患者 ● アイヌの人々
<p>【A-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども ● 障害者 ● 外国人 ● インターネットによる人権侵害 	<p>【B-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者 ● 障害者 ● 同和問題 ● 外国人 ● 北朝鮮当局による拉致問題等 	<p>【C-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者 ● 障害者
<p>【A-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性 ● 子ども ● 障害者 ● インターネットによる人権侵害 	<p>【B-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性 ● 高齢者 ● 障害者 ● 外国人 	<p>【C-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性 ● 子ども ● 高齢者 ● 性的指向・性同一性障害者にかかわる人権問題

その他の人権課題

- 災害に伴う人権問題
- 刑を終えて出所した人
- 犯罪被害者とその家族
- ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題

◎日常生活において、一人一人が自他の人権を大切に考えて生活していくために、私たちはどのようなことを心掛けたらよいでしょうか。





出典:「人権の窓(小学6年学習資料)」(栃木県教育委員会)

様々な人権問題

私たちが生きる現代社会には、様々な人権問題が存在しています。これらの問題を解決し、すべての人の人権が尊重された社会を実現するための第一歩は、私たち一人一人が正しく理解することです。

女性 (A-3, B-3, C-3)

性差により女性が不利益を受ける問題があります。女性に対するあらゆる暴力(DV^{※1}、セクハラ^{※2}、性犯罪、ストーカー行為等)が根絶されること、就職・昇進による性差がなく、女性個人の意思であらゆる分野に参画できること、女性の育児・介護負担などに性差がないことなどの社会実現が求められています。

子ども(A-1・2・3, B-1, C-1・3)

日本は1994年「子どもの権利条約^{※3}」を批准し、子どもの生命・人権を守り健やかな成長をめざして取り組んでいます。児童虐待、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用等の法整備を図っています。また学校でも生徒の成長に重大な影響を与えるとしていじめ、暴力行為、不登校、体罰等の対策が行われています。

高齢者(B-2・3, C-2・3)

人はいくつになっても生きがいをもち、安心して自立した生活を送りたいと願っています。しかし、身体・精神的衰えの理由による高齢者に対する就職差別や、要介護者への身体・心理・経済的虐待等が増えています。高齢者の心情に寄り添ったり、地域全体が高齢者を支えたり、生活の質を向上させていくことが対策として求められています。

障害者(A-1・2・3, B-2・3, C-2)

日本は1990年代にノーマライゼーション^{※4}の考え方を導入し、ともに幸福な人生を目指して暮らすことを社会の基本としています。障害がある人を特別視するのではなく、一般社会の中で生活しやすいように環境を整え、障害の有無にかかわらず、個人がもつ意欲と能力を發揮できる社会の実現が大切です。

同和問題 (B-2)

日本の歴史過程でつくられた身分差別により、同和地区と呼ばれる特定の地域出身であることやそこに住んでいることを理由に、就職や結婚の際に差別を受けることがあります。根拠のない風評や固定観念にとらわれずに、正しい認識をもつことが大切です。

外国人(A-1・2, B-1・2・3)

言語や宗教、生活習慣の違いから、様々な問題が発生しているほか、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)が行われるなどの問題もあります。互いに尊重し合い、ともに暮らしていく多文化共生の意識をもつことが大切です。

HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者 (C-1)

医学的に不正確な知識や過度の危機意識は、HIV感染者やハンセン病患者等への偏見や差別意識を生んできました。病気について誰もが正しく理解し、患者が安心して医療を受けられることができ、自立した生活を送ることができる社会の実現が求められています。

犯罪被害者とその家族

犯罪被害者やその家族は、事件の直接的被害のほかに精神的・経済的負担にさらされます。また風評や報道によりプライバシーが侵害される等の二次的被害もあります。犯罪被害者やその家族の置かれた立場とその心情をきちんと理解し、社会全体で支えていくことが求められています。

インターネットによる人権侵害 (A-2・3)

インターネットは、気軽に情報発信ができる特性から、トラブルに発展するケースが多発しています。また、一度掲載された情報は掲載した人の意思にかかわらず、広がる可能性が大きいです。一人一人が他者の人権への配慮に心がけ、適切な情報管理をしていくことが求められています。

災害に伴う人権問題

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故では、被災者や福島への偏見や差別といった風評被害や避難した子どもたちへのいじめなどの問題が発生しました。災害は、発生後の救済・復旧・復興のすべての過程において「人権」の視点で捉えることが必要です。

アイヌの人々 (C-1)

古くから北海道を中心に住んでいたアイヌの人々は、独自の文化や伝統を築いてきました。しかし、今なお結婚や就職における差別が続っています。少数民族であるアイヌの人々の文化・伝統を学び理解することで、アイヌの人々の尊厳を尊重することが大切です。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人には、更生の意欲があっても、周囲の偏見や差別意識によって、就職を断られたり、入居を拒否されたりするなど、社会復帰が困難となる問題があります。刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を送るためには、周囲の理解と協力が大切です。

性的指向・性同一性障害者 (LGBT)にかかわる人権問題 (C-3)

性のあり方は、一人一人異なります。恋愛対象が同性や両性に向かう人、体の性と心の性に不一致を感じる人などさまざまです。しかし、周囲からの偏見や差別により、日常生活で不自由を感じている人がいます。社会全体が、性に対する多様なあり方の理解を深めていくことが大切です。

ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題

様々な事情で経済的に困窮な状況となり、やむにやまれず公園や道路などで生活している人々がいます。こうした人々が、嫌がらせや暴行を受ける問題や社会とのつながりが薄れ、自ら助けを求められないなどの問題があります。相談窓口の周知や個々の状態に応じた支援が必要です。

北朝鮮当局による拉致問題等 (B-2)

1970～80年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となり、その多くは北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。日本政府は、これまでに2002年に帰国した5名を含め17名を拉致被害者として認定しています。拉致問題早期解決には、国民と国際社会の理解と支持が大切です。

▶世界人権宣言とは

1948年12月10日国連総会で採択されました。人権尊重は平和の基礎であるという共通認識がもたれ、国連加盟国が達成すべき共通の人権基準が宣言されました。



※1 DV…Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略称で、配偶者からの暴力のことです。また、デートDVとは交際相手など親密な関係にある人(配偶者を除く)からの暴力のことです。 ※2 セクハラ…セクシュアル・ハラスメントの略称で、性的な言葉や行為で行う性的嫌がらせのことです。 ※3 「子どもの権利条約」…国際連合が1989年に採択した「児童の権利に関する条約」の通称です。 ※4 ノーマライゼーション…障害者の生活をできるだけ一般の市民と同様な生活に近づけることで、障害の有無にかかわらずともに生きる社会が本来の社会であるという考え方のことです。

【参考】「栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025)」栃木県 平成28年3月
「人権について考える～人権って何だろう?～」栃木県 平成28年10月